

安八町告示第69号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年4月16日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 6月15日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年4月16日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年4月18日に利用した大垣駅から結までのタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年4月18日に使用したタクシーチケット
(大垣駅→結)
2. 平成30年1月25日付 安総第324号 情報公開決定通知
3. 平成30年4月16日付 情報公開請求書

さらに、平成30年5月11日付で本件に係る追加証拠書類(事実証明)として、次の書類が提出された。

①平成30年5月4日付 安総第115号 情報公開請求却下通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年4月24日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断[法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、請求の趣旨にて、平成29年4月18日に利用した大垣駅から結までのタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

さらに、平成30年5月11日付で、追加証拠書類として『平成30年5月4日付 安総第115号情報公開請求却下通知書の写し』が提出された。この追加書類は、平成30年3月6日付で本監査請求人が本監査請求におけるタクシー使用が公務であったことを証する一切の書面として情報公開請求を行ったが、それに該当する行政情報は存在しないとして却下の決定がされた旨を記載した通知書である。

これを受け、請求人は、対象事項が公務で利用したことが証されなければ、安八町に損害が発生したとして、それを補填することを主張している。

以上より、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年5月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、5月7日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

(1) 監査対象事項

法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る公金の支出が町に損害を与えたかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象課

総務課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに安八町長及び関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 タクシーチケットについて

タクシーチケットの使用等に関する規則等特段の定めはない。

タクシーチケットは町長が所持している。

タクシー業者から毎月送付される当該月分のタクシーチケット利用分の請求書に基づいて、総務課担当が支出命令書を作成し、総務課で決裁後、会計室に送付され、支出される。

2 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 本タクシーチケットは、平成29年4月18日に行われた私的な会合である総務課職員等による懇親会の帰路に使用されたことを確認した。

(2) 平成29年4月分のタクシー代の支出を確認したところ、本タクシーチケットの代金2,490円については、平成29年6月8日に総務課・議会事務局親睦会の通帳から支出されていたことを確認した。

(3) 総務課・議会事務局親睦会の通帳に入金されている金員は、町長をはじめ課の職員が毎月会費として積み立てているものである。

第6 判断にあたっての関係法令等について

1 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨が規定されている。

2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、

これを支出してはならない旨が規定されている。

第7 監査の結論

タクシーチケットの利用にあつては地方財政法第4条第1項に鑑み、適切に行われるべきであるが、本件タクシーチケットの支払いにあつては、上記「第5 事実関係の確認」の「2 監査対象事項について」で述べたように、違法若しくは不当な財務会計行為によって町に損害が発生した事実が存在しない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本請求事項については、違法若しくは不当な財務会計行為による損害は現実的に発生していない。

しかしながら、公務でないにもかかわらず、タクシーチケットが安易に使用されたことが、本請求事項のような不要な疑義を持たれることに繋がっている。

つまり、私的な会合であるならば、それに伴うタクシーの使用の際に、その場で現金で支払うなどして適切な方法を取っていれば、そもそも本件請求がなされることもなかったはずである。

以上のことから、タクシーチケットの使用の仕方及び支出の在り方等について検証し、このような疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に使用・対応をすべきである。